

第1章 計画の基本的事項

資料2-1 P2、P11~17

1. 計画策定の趣旨 2. 計画の性格 3. 他の計画との関係 4. 計画の期間 5. 計画の進行管理 6. 計画の推進体制

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1. これまでの県の取組
2. 社会状況（出生、結婚、妊娠・出産、家事・育児、進学・就職、雇用・労働、暮らし向き、成育環境）
3. 国の動向

第3章 計画の基本的な方針

資料2-1 P3~5、P10

1. 基本理念 2. 基本方針と基本目標

第4章 施策の展開

※基本目標におけるこども・若者は、R6.4.1時点で12歳～30歳の者を調査対象とする予定

基本方針	基本施策	基本目標設定の方向（例）	
1. 将来に対する希望の形成と実現の支援	○遊びや体験機会の充実 ○子育て負担の軽減 ○賃上げに向けた取組 ○仕事と生活の両立 ○教育環境の充実	○将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合	資料2-1 P8
2. はじめの100か月の育ちの質の向上	○こどもが権利の主体であることの普及啓発 ○愛着形成の促進 ○保護者・養育者の成長支援 ○幼児教育・保育の質の向上 ○地域子ども・子育て支援事業の推進 ○こどもの居場所づくり	○幸せだと思うこども・若者の割合 ○住んでいる地域を子育てしやすい地域だと思う子育て当事者の割合	資料2-1 P6~7 調査概況 P5
3. すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現	○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○出産に関する支援 ○産前産後の支援 ○乳幼児健診等の推進 ○こども家庭センターの展開支援 ○児童虐待防止対策等の強化	○将来、自分も子育てをしたいと思うこども・若者の割合 ○子育てを楽しんでいる子育て当事者の割合	資料2-1 P8 調査概況 P5
4. 青少年の健全な育成と環境整備	○ひきこもりの青少年への支援 ○いじめ、不登校への対策・支援 ○高校中途退学の防止対策と中途退学者等への支援 ○障害のある青少年への支援 ○非行・犯罪防止と立ち直り支援 ○子供・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進 ○インターネットの適正利用の推進	○社会生活や日常生活を円滑に送ることができていると思うこども・若者の割合	資料2-1 P10、P9
5. こどもの貧困の解消	○教育の支援 ○生活の安定に資するための支援 ○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援 ○経済的支援	○夢ややりたいことが実現可能な環境になっていると思うこども・若者の割合	資料2-1 P8~9
6. 良好な成育環境の確保	○社会的養護を必要とするこども・若者への支援 ○ヤングケアラーへの支援 ○ひとり親家庭への支援	○生活環境に満足していると思うこども・若者の割合	資料2-1 P3

第5章 幼児期の教育・保育・地域子育て支援の需給計画

資料2-1 P12

1. 事業の提供区域の設定 2. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
3. 計画期間における量の見込みと確保方策 4. 従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
5. 教育・保育情報の公表に関する事項 6. 市町村との連携及び広域的な見地から行う調整に関する事項

※保護を要する子どもの養育環境の整備は前章6に、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項は前章4に記載